

# 出張規則 2025.1.1

## 前提

全て参加証明と参加費領収書を必須とする（領収書がない場合はいかなる場合も認めず）

## 申請

1ヶ月前までに規定の書類にて申請を  
許可がいる場合は2ヶ月前までの申請を行うこととする。

### ①学会

全て事前に申請と許可が必要。合計年間3回まで。

#### ・発表する場合&プリセプター

交通費（規定）、宿泊費（1泊10000円まで補助）、学会参加費（上限20000円）

休診日の場合は出張日当あり

診療日の場合は有給使用なしで給料手当あり（出張日当はつかず）

出勤規定のない役職は出張日全てに出張日当あり（理事などの役員）

#### ・発表なし

宿泊費（1泊10000円まで補助）、学会参加費（上限20000円）

全て出張日当無し。参加日は診療日の場合は欠勤扱いもしくは有給使用とする。

### ②資格取得

#### ・事前に申請、許可された場合

交通費（規定）、受験費用（上限25000円）

（登録費など合格以降の費用は自己負担、年会費は学会年会費規定に準じる）

#### ・申請なし、許可なし

一律3000円

全て出張日当無し。参加日は診療日の場合は欠勤扱いもしくは有給使用とする。

### ③セミナー受講

#### ・事前申請、許可あり、後日勉強会開催（報告必要）、インスタ用画像提供（年間2回まで）

10000円~20000円補助⇒内容によるため幹部会で承認必要

#### ・事前申請、許可あり（年間3回まで）

一律3000円補助

#### ・事前申請、許可なし

なし

全て出張日当無し。参加日は診療日の場合は欠勤扱いもしくは有給使用とする。

## 学会年会費規定

全て期日までに提出を行なった場合。ないばあいや遅延の場合は認めず。  
全て部署長が取りまとめて提出を行う。

期日：理学療法士学会…毎年5月末日まで  
整形外科学会 …適宜(バラバラなので)

- ①大型学会（整形外科学会などように各分野のメイン）  
例：日本整形外科学会、理学療法士学会など
- ②中型学会（各分野の支流分野の学会）  
例：骨粗鬆症学会、手の外科学会、ウィメンズヘルス理学療法学会など
- ③小型学会（参加者が200名以下の集会）  
例：～研修会（学会の名前がつかない）

- ①に関しては年間費負担
- ②に関しては①に加え1つまで負担
- ③は無し

**各部門での経費として100万円以内に上記を抑えるように部署長で調整を**

上記は都度法人の状況により改定あり。改定時までに提出分は改訂前内容で対応とする。  
以降は改定後での対応になることに留意。